

支援業務実施計画書

(支援業務の概要及び実施の方法に関する事項)

「社会福祉法人福寿園」は、住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援するため、以下の業務を実施していくものとする。

1. 支援業務事業実施の背景及び方針等

当法人はこれまで高齢者福祉事業を中心に運営してきたが、平成 29 年度の社会福祉法の改正により社会福祉法人が地域貢献事業に取り組むことがより一層求められることとなった。

また、従来から法人が有している施設等居住施設、在宅介護サービス、地域包括支援センターの相談支援により居住支援に関する業務を実施してきた背景を踏まえ、平成 30 年 9 月 13 日に住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けることとなった。

主に地域の高齢者を中心に地域包括支援センターを窓口にした居住支援相談業務、豊田市配食サービスの委託と相まって見守り・安否確認、昭和の里サービス付高齢者住宅の居住に係る相談業務等を通じ、主に地域の高齢者や障害者の状況に応じた生活の場が紹介できるよう支援業務を行う。

2. 支援業務を行う区域

豊橋市、豊田市、田原市

3. 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

高齢者、障害者

4-1. 支援業務の具体的内容及び実施方法

(1) 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証（法第 62 条第 1 号業務）

- ・住宅確保要配慮者が安心かつスムーズに入居できるように、必要が生じた際は一般財団法人高齢者住宅財団（登録番号国土交通大臣（2）第 4 号）と連携し家賃債務保証業務を行う。

(2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 2 号業務）

- ・主として地域包括支援センターもしくは住まいにお困りで施設に直接相談に来られる方が多いため、住まいの確保に重点を置いた支援を行う。日々行う地域支援活動の延長線上で居住支援を行っていく。

①入居に関する相談、情報の提供

- ・住居を求める住宅確保要配慮者に対して、各事業所に開設する住宅相談窓口において、個人情報保護方針を尊重しつつ、個々のケースに応じた具体的なアドバイスを行う。
- ・地域包括支援センター等の相談においては、自法人内の居住系施設だけでなく、必要に応

じて民間アパートや他法人のサービス付き高齢者住宅への紹介を行う。

従事者の予定人数：各拠点窓口計6名

相談窓口の開設日：月～金、8：30～17：30

②住まい探し・同行支援

- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居を支援するために各事業所は、住宅確保要配慮者と賃貸人のマッチングや同行業務を行う。また、契約に関する手伝いをする事で円滑に賃貸住宅へ入居できるように支援する。

従事者の予定人数：各拠点窓口計6名

支援対象者の範囲：高齢者

- ・障害者の就労継続支援事業所・グループホームに入居する障害者が将来に自立して一人暮らしをするため、民間アパートの紹介や不動産会社の仲介等の援助を行う。

従事者の予定人数：計1名（豊橋市 昭和の里にて対応）

支援対象者の範囲：障害者

③入居に伴う保証人の確保

- ・障害者の就労継続支援事業所利用者が自立して一人暮らしをするために、必要に応じ、法人が連帯保証人として対応していく。

従事者の予定人数：各拠点窓口計6名

支援対象者の範囲：障害者

(3) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（法第62条第3号業務）

見守り・安否確認

- ・住宅確保要配慮者の見守り・安否確認の業務は、地域包括支援センターと配食サービスでの訪問時等に職員が住宅確保要配慮者に対して生活上での相談等の聴取をしたり、安否確認をすることにより実施する。

ア. 独居高齢者等の各施設地域包括支援センターの訪問活動による実態把握

- 1) 従事者の予定人数：各地域包括支援センター（豊田市）

1 拠点あたり職員4～5名

- 2) 支援対象者の範囲：高齢者

イ. 配食サービスによる独居高齢者等の安否確認

- 1) 委託者 豊田市

- 2) 委託の内容 要援護者に対する昼食・夕食の弁当の配達と安否確認

配達するだけでなく、必ず対面での手渡しを基本とし、要援護者に安心感と職員との関係性の構築に配慮している。

- 3) 従事者の予定人数：豊田福寿園、みなみ福寿園、ひまわりの街、ひまわり邸

各拠点の事務担当者および配達員（各拠点4～5名）

- 4) 支援対象者の範囲：高齢者

(4) 賃貸住宅の賃貸人に対する、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な情報の提供（法第62条第4号業務）

- ・住宅確保要配慮者の受入れに不安を感じる賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に関する制度

や支援内容、入居後の生活支援体制等について情報提供を行う。

(5) 賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第62条第5号業務）

- ・ 実施なし

(6) 附帯業務（法第62条第6号業務）

- ・ 法人として、特別養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等を運営していることから、高齢者の住まいに関する相談に応じ、本人の意向や状況を踏まえ、必要に応じて関係機関等と連携しながら、適切な住まいの選択につながるよう支援を行う。

4-2 住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合

(1) 当該支援業務の内容

該当なし

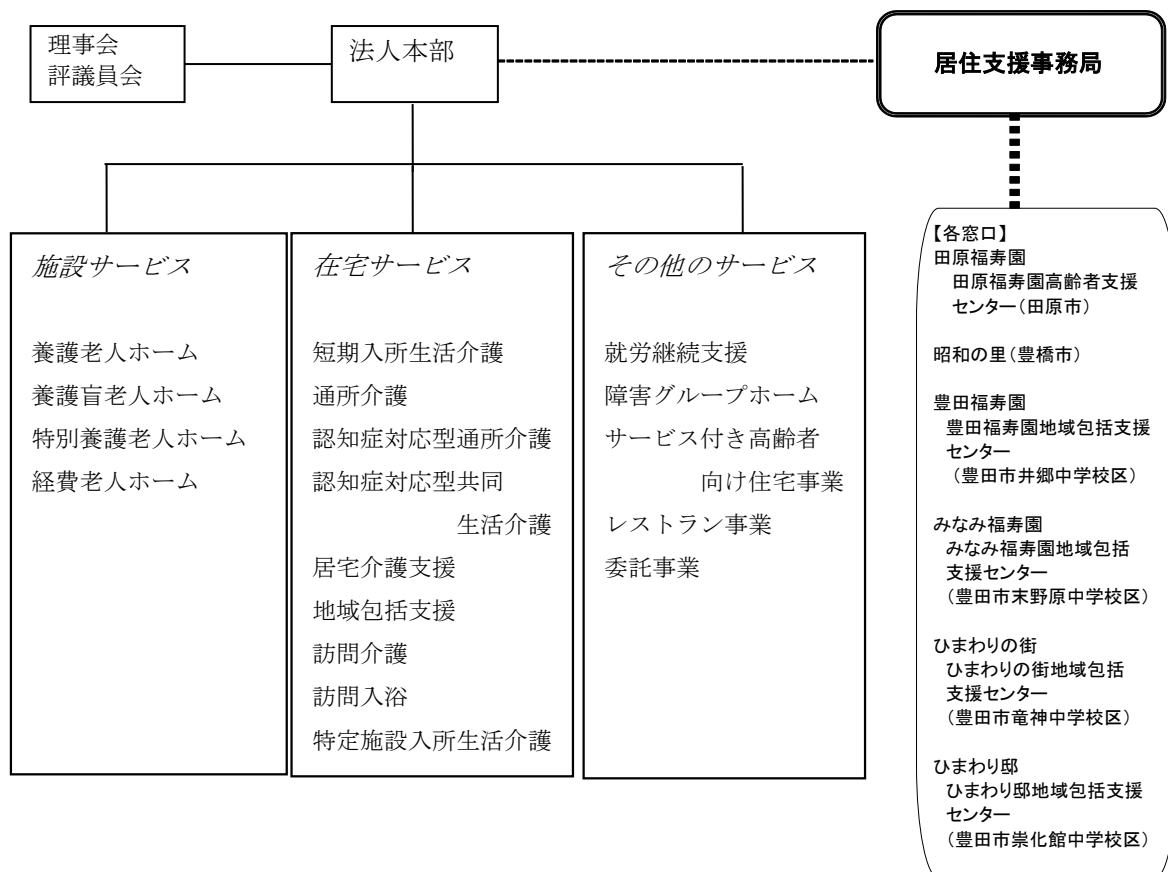
(2) 対価及び提供の条件

該当なし

5. 支援業務の組織及び運営に関する事項

(1) 支援業務を実施する組織体制

組織図 (全体)



*会計処理について

- ・「社会福祉法人福寿園」本部の本経理とは別会計・別通帳とする。
- ・債務保証業務及びこれに附帯する業務、残置物処理等業務及びこれに附帯する業務とそれら以外の業務で区分経理する。(法第66条)
- ・帳簿等は施錠できるキャビネットに保管する。
- ・保管方法は毎年度、事業ごとにファイリングする。
- ・帳簿の備付け等は、法第67条並びに合同規則48条及び第49条を遵守する。
- ・保管は5年とする。

(2) 人員・運営体制

<居住支援事務局>

拠点	田原福寿園	昭和の里	豊田福寿園	みなみ福寿園	ひまわりの街	ひまわり邸
責任者	常勤兼務1名	常勤兼務1名	常勤兼務1名	常勤兼務1名	常勤兼務1名	常勤兼務1名
担当者	常勤兼務2名	常勤兼務2名	常勤兼務2名	常勤兼務2名	常勤兼務2名	常勤兼務2名

(3) 支援業務を行う事務所の所在地

田原市六連町神ノ釜 9-3
豊橋市牛川町字南台 1 番地 1
豊田市高町東山 7 番地 46
豊田市永覚新町 5-194
豊田市本町本竜 48
豊田市栄生町 5-20

(4) 法人が居住支援事業を行う意思決定の経過

平成 30 年 3 月 16 日に開催した法人の理事会において、居住支援法人の指定について諮り承認を得た。
定款に反映済。

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、個人情報保護方針に基づき適正に管理する。

(地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項)

(1) 地方公共団体との連携に関する事項

- ・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会へ参画
- ・豊田市居住支援協議会へ参画

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

- ・福祉関係機関と連携し、住宅確保に課題を抱える高齢者等の相談に対応するとともに、必要に応じて不動産事業者等と情報共有を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居につながるよう調整を行う。

(支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項)

(1) 人材の確保及び資質の向上に関する事項

- ・居住支援業務に携わる職員については、居住支援協議会等が主催する研修会への参加や、関係法令・制度に関する情報共有を通じて、住宅・福祉の両面から支援を行うための知識や対応力の向上を図る。
- ・人材の確保が必要となった場合には、法人内の地域包括支援センターや相談支援業務に携わる職員の中から担当者を配置するとともに、必要に応じて法人内での職員配置の見直しを行う。さらに、状況に応じて法人の採用活動等を通じて人材の確保を図る。